

介護認定審査会タブレット端末借上げ仕様書

1. 業務名 介護認定審査会タブレット端末借上げ
2. 業務場所 南相馬市長寿福祉課
3. 業務期間 契約締結の日から令和11年11月30日まで
ただし、契約締結の日から令和8年11月30日までを準備期間し、
本市の費用負担は発生しないものとする。
4. 賃貸借期間 令和8年12月1日から令和11年11月30日まで（36か月間）

5. 業務内容

本業務の内容は、次の（１）～（８）の項目を行うものとする。

（１） タブレット端末等の納入

次の使用を満たす未使用品のタブレット端末32台一式を納入すること。

- ① 機 種 iPad Pro 13インチ セルラー及びWi-Fi対応モデル 128GB
- ② 筐体の色 指定なし、ただし、全て同色とすること。
- ③ 基本iOS iOS17以上
- ④ 付 属 品 充電器及び充電ケーブル 32セット
タブレットケース（手帳型、スタンド機能有） 32個
画面保護フィルム 32個
Apple Pencil 32本

（２） 通信サービスの付与

次の使用を満たすデータ通信回線32回線をタブレット端末に付与すること。

- ① タブレット端末で利用可能な5G及びLTE通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ② 1か月あたり1台に対して10GB以上のデータ通信料を含むこと。また、最低でも月間通信料が10GBまでは通信速度が制限されないこと。
- ③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に関わらず低額であること。
- ④ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ⑤ データ通信管理
全ての回線において、下記の条件を満たすこと。

(a) 回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること。

(3) インターネット接続制御サービス

すべての回線において、下記の条件を満たすこと。

① インターネット接続制御機能サービス

回線のデータ通信（セルラー）機能によるインターネット接続について、本市の管理者が予め定めるポリシーに基づき、その接続先、またはその接続先が属するコンテンツカテゴリーを限定できること。

② 管理者機能

(a) 本市の管理者は任意のWebブラウザを用いて、インターネット接続制御サービスの管理者機能を利用することが可能であること。

(b) 当該管理者機能を用いて行うインターネット接続制御の設定について、制御を行う回線を一括で設定することが可能であること。

(4) 携帯端末管理サービス（MDM）の付与

次の要件を満たす端末の管理機能を提供すること。

① 管理者機能

(a) 本市の管理者は、任意のWebブラウザを用いて、携帯端末管理サービスの管理者機能を利用することが可能であること。

(b) 管理者機能へのログインはIDとパスワードを含む、3つ以上の要素での認証が可能であること。

② 遠隔管理機能

(a) 盗難、紛失時に通信回線に対し、管理者が行う遠隔操作により、利用中断及び利用中断の介助が可能であること。

(b) 盗難、紛失時にタブレット端末に対し、管理者が行う遠隔操作により、画面のロック及び端末の初期化が可能であること。

(c) 本市の管理者が指定する任意のアプリについて、これをインストール必須、またはインストール不可能とすることが可能であること。

(d) iOSのバージョン情報、インストール済みアプリケーション（バージョン情報含む）情報を取得できること。

(5) 電子メール・スケジュール管理の付与

次の仕様を満たすサービスをタブレット端末に付与すること。

① 電子メール

タブレット端末ごとに付与されたメールアカウントにより、時間の制約なくメールを送受信することができること。

② スケジュール管理

(a) 個人、グループごとにスケジュールを作成できること。

(b) 1日、1週間、1カ月単位でスケジュールを閲覧できること。

(6) タブレット端末初期設定等の実施

次の条件を満たす初期設定等をタブレット端末に実施した上で、納入すること。

- ① 本市の担当職員と打ち合わせを行い、携帯端末、および回線の運用基準等を設計すること。
- ② 上記①の運用基準等に基づく初期設定仕様を作成のうえ、これに従い、タブレット端末等の初期設定を実施すること。
- ③ 5(1)～(5)に示すサービス、ソリューション及び本市が別に指定するアプリケーションをインストールし、設定を行うこと
- ④ 各端末には電話機能を設定のうえ、それぞれに本市が指定する連絡先データ（端末の使用者名、電子メールアドレス等）を登録し、電話帳機能から直接、電子メールやテキストチャット等の機能を使用できるようにすること。
- ⑤ その他、本市が指定する全ての機能、アプリケーションのインストール、ホーム画面の設定、ブックマーク登録及び端末機能の設定を行うこと。

(7) 初期設定には、各タブレット端末に保護フィルムを貼付するとともに、本体カバー及びタッチペンを装着した状態等を含むものとする。

(8) タブレット端末の操作説明会の実施

タブレット端末の各種機能の操作研修を利用者及び管理者に対し実施すること。また、運用状況により、本市からフォロー研修を依頼した場合は、開催時期を本市と相談のうえ実施すること。なお、操作研修後の問い合わせ等にも適宜体操すること。

(9) 保守及び修理対応

- ① 次の保守を提供すること

タブレット端末の利用又はトラブルに関する問い合わせに対応すること。なお、受付対応時間は概ね9時から17時までとし、365日の対応体制を確保すること。

- ② 次の事象について補償範囲とすること。

- (a) 水漏れ
- (b) 全損
- (c) 紛失
- (d) 盗難
- (e) 破損
- (f) 故障

- ③ タブレット端末紛失及び盗難時は本市からの連絡を受付け、利用状況の監視、遠隔によるロック、利用中断及び初期化の対応を行うこと。
- ④ タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスを付与すること。
- ⑤ 故障対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリ

ケーションの設定等「(6) タブレット端末初期設定等の実施」に記載する初期設定等を実施し、出来る限り最新の状態に復元を行ったうえで納入すること。ただし、上記を実施するにあたって、必要となる認証情報の授受に不都合がある場合はこの限りではない。

- ⑥ 故障対応等は、問い合わせを受けた時間から、原則 2 営業日以内に対応すること。
- ⑦ 初期不良による不具合が発生した機器については、新品と交換すること。

6. 共通事項

(1) マニュアルの作成

次のマニュアルを作成すること。

- ① 利用者マニュアル
記載にしたがった操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。
- ② 管理者マニュアル
関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

7. 請求及び支払方法

請求及び支払方法について、以下の条件を満たすこと。

- (1) 支払いは、月額払いとする。また、毎月末までの賃借料については、適正な請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。なお、各月の請求書送付時に回線(32回線)ごとのデータ通信使用料が確認できる内訳明細を添付すること。
- (2) 請求は、全てのタブレット端末に係る賃借料等を一括請求とする。

8. 納品

(1) 初期設定期間

契約締結の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで

(2) 納品期限

令和 8 年 11 月 30 日まで、ただし、機器の製造状況により期限内の納品が困難となる場合は、納入期限を延長し、納品期限、初期設定期間、賃貸借期間については、本市と協議のうえ、決定するものとする。

(3) 納品場所

南相馬市役所 東庁舎 1 階 長寿福祉課
(福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地)

(4) 納品物

納品物については次のとおりとする。その他必要と思われる成果物に関しては、作成した後納品を行うこと。

- ① タブレット端末及び付属品等
- ② 納品時の確認作業結果報告書

(5) 納品時確認作業

次の事項が正常に動作することを確認したうえ、納品すること。

- ① インターネットの接続確認
- ② 指定インストールアプリケーションの接続確認

9. 賃貸借満了時の取り扱い

- (1) タブレット端末の賃貸借期間満了後は、受注者へ返却するものとする。
- (2) 返却時の機器回収は受注者が行うこと。
- (3) 受注者は、タブレット端末内のデータを消去し、データ消去証明書を提出すること。
- (4) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

10. 長期継続契約について

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

11. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の実施に関し知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。また、許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受注者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、業務上知り得た秘密の秘密保持義務を遵守させるような必要な措置を講じなければならない。
- (3) 上記の規定については、本業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため本市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに本市に返還するか、本市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本業務の一部を第三者及び代理店等に委託して実施させる場合は、当会社は受注者と同様の秘密保持義務を負うものとする。

12. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

13. その他

- (1) 本業務において初期設定費用、契約事務手数料等、必要と認められる費用についても、この賃借料に含めるものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、電波法及びこれに基づく政令並びに省令等の関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を、第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。
- (4) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。